

令和2年6月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認1件、議案18件であります。

審査の結果は、いずれも、原案のとおり、承認および可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、承認第2号のうち専決第2号「令和元年度平戸市一般会計補正予算（第10号）」中、総務部地域協働課所管の「協働によるまちづくり推進事業」に関し、本事業については、ここ数年、補助金申請を行う団体も減少しているようであるが、その理由をどのように捉えているのかとの質問に対し、近年、市内各地域で、設立されている「まちづくり運営協議会」において各種事業が実施されていることが主な要因ではないかと考えているとの答弁がありました。これに関連し、そういった状況であれば、本事業の財源を、まちづくり運営協議会のさらなる活性化のために有効活用すべきではないかとの指摘に対し、補助金のあり方については、今後、行政改革の中で全般的な見直しを行うこととしており、その中で整理を行い、しかるべき調整を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第41号「平戸市営バス事業の設置等に関する条例の一部改正について」に関し、本年10月からの市内バス路線の運行体系の再編に伴い、新たに導入するデマンド運行にかかる「使用方法」や「定義」等の規定について、条例の一部を改正するとのことであるが、委員からは、平戸市営バスの「定義」と「運行の方法」の関係や「使用方法」等の条文の表現において、非常にわかりづらく、条文として、しつくりこない部分が見受けられる。市民にとって、もう少し簡単明瞭で、わかりやすい表現に改善する余地があるのでないかとの意見がありました。

次に、議案第42号「平戸市税条例の一部改正について」に関し、新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税等の軽減措置について、減免の対象や申請手続き

等の詳しい内容はこういったものかとの質問に対し、今回の軽減措置は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税分に限り固定資産税等の減免を行うもので、令和2年2月から10月までの任意の連続した3ヶ月間の売上高が、前年の同時期と比べて30%以上減少している事業者等が対象となっている。減免額については、売上高が30%以上50%未満減少の場合は、課税標準額の2分の1、売上高が50%以上の場合は、課税標準額の全額となっており、申請手続きについては、税理士や公認会計士など認定経営革新等支援機関の認定を受けて、令和3年1月31日までにを行うようになっているとの答弁がありました。

また、市税、国民健康保険税等の納税猶予制度の特例について、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の収入に20%以上減少があり、納税を行うことが困難な事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで納期毎に納税を1年間猶予できるとなっているが、農業・漁業などをはじめ個人事業者の場合、月々の20%以上の減収の判断がつきにくいことなどから、結果的に滞納が増え収納率が低下するということが懸念されるが、担当課として、その対応をどのように考えているのかとの質問に対し、納税猶予特例の周知については、「広報ひらど」4月臨時号に併せて各世帯にチラシを配布するとともに、「広報ひらど」5月号及びホームページ等でも周知を行ってきたところであり、6月15日発行の「広報ひらど」においても、詳しい内容をお知らせすることとしている。また、今月中旬から7月にかけて各地区で実施予定の国民健康保険税や介護保険料の減免申請の受付の際に税務課職員も同席し、納税猶予制度の説明を行うとともに、今後の納税相談も受けるなど、できる限りの対応を行っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、**議案第52号「平戸市立病院あり方検討委員会条例の制定について」**に関し、あり方検討委員会については、「県の地域医療構想における具体的対応方針の再検証要請」に対しての方針決定及び市立病院の今後のあり方と、総務省からの通知による

新改革プラン策定等のために設置するということであるが、新改革プランの策定スケジュールの中で、本年7月に実施予定の生月地区説明会の内容については、どのように考えているのか、また、新改革プランの策定後に地域住民へのプラン内容の周知を行う予定はないのかとの質問に対し、7月の説明会では、地域住民の方にも生月病院の経営状況を理解いただき、納得していただければならないことから、現在の経営状況と将来的な病床数の見通しや回復期病床への転換など、生月病院の現状をお知らせしたいと考えている。また、新改革プランの内容についても、最終的には、地域住民の方に周知をしていかなければならないものと考えているとの答弁がありました。

これに関連し、説明会では、住民からの意見の聴取やアンケートなどを行う予定はないのか、また新改革プランについては、どういった内容のものとなるのかとの質問に対し、説明会では、地域住民の方の意見等についても十分に拝聴しながら地域医療構想における具体的対応方針の再検証等に繋げていきたいと考えている。また新改革プランについては、令和3年度から令和7年度までの5か年間の患者数や医師数等の想定をはじめ病床機能のあり方など、今後5か年における病院事業の経営にかかる収支計画等を策定するものであるとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、地域住民が納得できるような地域医療構想における方針決定と市立病院の今後のあり方、併せて新改革プランの策定となるよう、今後十分に努力をしていただきたいとの意見がありました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における、審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認1件、議案4件であります。

審査の結果は、いずれも、原案のとおり承認、可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

はじめに、承認第2号のうち専決第2号「令和元年度平戸市一般会計補正予算（第10号）」中、農林水産部農林課所管の「平戸式もうかる農業実現支援事業」に関し、園芸ステップアップ支援事業において当初8件で400万円の計画に対し、実績は1件であり350万円の減額になった理由は何かとの質問に対し、当初、いちごハウスが老朽化していると部会から話があり整備の必要があるということで計画したが、その後、すぐに取り組む必要がないとの話になり減額するものであるとの答弁がありました。これに対し、これだけの減額は生産者と連携がとれていない証拠であり、現場に出向いての実態の把握や、周知の方法を考える必要があるのではないか、また、補助金の支援を行って終わりではなく、直接顔を合わせアフターフォローも必要ではないかとの質問に対し、農家の実態等は、機会があるごとに現場に出向き情報収集はしている。今後は業務の改善を行い、関係機関、各生産部会などと十分に話を行いながら周知の徹底を行い農家の育成、支援に努めたいとの答弁がありました。

次に、議案第53号「令和2年度平戸市一般会計補正予算（第3号）」中、教育委員会教育総務課・学校教育課所管の「GIGAスクール構想実現事業」に関し、新たに児童生徒全員に1人1台のタブレットパソコンを導入することであるが、これまでに整備した児童生徒用タブレットパソコンは不要になるのかとの質問に対し、昨年度までに児童生徒用として373台を整備しており、このうち223台は技術家庭科の授業用としてパソコン教室で使用し、残り150台は、学級担任の低スペックのタブレットと入れ替え、これまで必要性は感じながらも配置できていなかった教師用として使用することの答弁がありました。また、今回導入するタブレットパソコンを共同調達

する理由は何かとの質問に対し、県単位でとりまとめを行い共同で調達することが全国的な流れとなっており、長崎県も各市町の意見を聞きながら賛同する自治体で共同調達を行うとのことである。これにより、低価格で購入できるなどのメリットがあることから共同調達に参加する予定にしているとの答弁がありました。委員会審査では、既存パソコンの配置換えや用途変更、使用者変更に関して資料がなく、口頭での説明であったため支障をきたしたことから、今後は資料を提出するよう指摘しました。

次に、同課の「屋外教育環境整備事業」に関し、平戸小学校グラウンドは、大きなイベントの時は駐車場に利用しているようだが、せつかく整備しても駐車場として利用すれば、すぐに水はけが悪くなることが予想されることから、整備後はイベント用の駐車場は別に確保するようイベントを開催する担当課とも十分協議を行っておくようにとの指摘がありました。

次に、議案第 57 号「令和 2 年度平戸市一般会計補正予算（第 4 号）」中、農林水産部農林課所管の「がんばれ平戸！繁殖牛経営継続支援事業」に関し、事業の目的の中に「餌代の支払いが滞るなど」としているが、滞っている経営者はどのくらいあるのかとの質問に対し、今回の事業は農協、家畜市場、部会等から聞き取りを行い、どういった支援が必要であるかを調査する中で、販売額の下落により当面の餌代の支払いが厳しくなっていると聞き事業を組み立てており、詳細な数の把握は出来ていないとの答弁がありました。委員会からは、市の一般財源からの支出は国費の倍となっている。国の臨時交付金の財源があったため無理に予算化したのではないか、コロナ感染症の影響に便乗した補助ととられないよう十分に注意すること。また、資料の作成においては誤解が生じないような記載にするよう指摘しました。

次に、文化観光商工部商工物産課所管の「商店街にぎわい再生事業」に関し、昨年までの平戸くんち城下秋まつりが終了し、新たな事業として実施する理由は何かとの質問に対し、今後のイベントについて商工会議所が主催した意見交換会に参加した中で「自分達ももっと参加、協力するべきであった」と反省する意見があっており、商

店街及び各参加団体が連携を図り、一体感をもってイベントの運営を行い新型コロナウイルス感染症の終息時に商店街のにぎわいの再生として行うものであるとの答弁がありました。また、昨年との違いは何かとの質問に対し、昨年まではテントや容器は実行委員会で用意していたが各事業者で準備するようにし、出店手数料も売り上げの10%から5%に引き下げている。また、飲食等の購入はチケット制であったが廃止し、出来る限りキャッシュレス決済を行い来場者の利便性を図るようなイベントにならないか検討しているとの答弁がありました。

また、同課の「地域購買力回復事業」に関し、プレミアム商品券は市民及び、市外消費者にも販売し1人当たり各10セットまで購入できるとのことであるが、買い占めや、代理購入など問題は無いのかとの質問に対し、プレミアム商品券の販売は商工会議所、商工会、観光協会、市役所などで行い、1人当たり各10セットまでとしているが、複数の場所で販売することから購入者の確認作業を行うと事務が煩雑であり確認が難しく自己申告によることとしている。また、家族分の代理による購入や、1人1回までの購入とするかなどは今後検討していく。基本は多くの方に購入してもらい、広くいきわたるように販売し平戸市内における購買力回復に繋がりたいとの答弁がありました。

また、議案外であります。同課の「事業者支援給付金事業（製造業等）」に関し、当初給付を迅速に対応するため、影響の大きかった業種に絞り給付を進めていたが、議員からのご意見や対象外の業種を営む方からの問い合わせを受け、業種を限定することによって生じる不公平感を解消するため、農林水産業など一定業種を除くものに対し業種を拡大するとともに、各市町の交付要件の違いから給付を受けられない方に対応するため、市内在住者とする住所要件や事業形態を拡大し対応することとする。また、受付申請期間を、7月31日まで延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が20%以上減少した方に対し広く給付できるよう対応していきたいとの報告がありました。

次に、文化観光商工部観光課所管の「特割宿泊キャンペーン事業」に関し、事業のPRはどのようにするのか、新型コロナウイルス感染予防対策はどのようにするのかとの質問に対し、長崎県や県内の自治体と連携した周知や、既存の予算を活用したPRを行う。また、今後の予定として議会終了後に、宿泊事業者を集め事業の説明会を行うこととしている。感染対策については、各施設で安心して観光客を迎え入れられるよう準備を徹底してもらい周知を行っていききたいとの答弁がありました。また、「市民で「平戸観光」応援キャンペーン事業」において、写真、動画は上限1万円、ドローンでの動画は5万円を助成するとのことであるがどのように決定するのかとの質問に対し、投稿は一般市民を対象としており、ドローンについてはセミプロとして活動している者を対象としているが、今後、委託事業者と詳細に規定を設け事業を行っていききたいとの答弁がありました。

委員会からは、本市の基幹産業である農林水産業、観光業などを担当する部署においては、デスクワークだけでなく積極的に現場に出向き、十分な状況把握や現状分析に努めるよう指摘しました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。